

緊急対策本部設置要領

平成18年4月27日 関係府省申合せ
平成18年8月31日 一部改正
平成20年7月3日 最終改正

本要領は、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月15日関係府省申合せ。以下「基本要綱」という。）4（3）の規定に基づき、緊急時における処理手順等を明らかにするため、緊急対策本部に関する具体的な事項について定めるものである。

1 緊急協議の実施

（1）食品安全担当大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国务大臣をもって充てられるものをいう。以下同じ。）（食品安全担当大臣と連絡がとれない場合には、食品安全担当大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどる内閣府副大臣。1において同じ。）は、緊急事態等の発生に際し、食品安全委員会（以下「委員会」という。）からの報告若しくはリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）からの要請に基づき、又は自らの判断により、閣僚級により総合的に対処する必要があると認める場合において、食品安全担当室（以下「担当室」という。）に対し、緊急協議の実施について速やかに指示することとする。

（2）担当室は、食品安全担当大臣の指示の下、速やかに次に掲げる委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口を通じて、委員会及び関係するリスク管理機関に対し、緊急協議を実施する旨の情報連絡を行うとともに、緊急協議に係る事務の調整を行い、緊急協議を実施することとする。

＜委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口＞

- ① 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- ② 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
- ③ 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官
- ④ 環境省水・大気環境局土壌環境課

（3）緊急協議の方法は、原則として、食品安全担当大臣及び関係各大臣並びに委員会委員長（以下「関係各大臣等」という。）が参集し、緊急対策本部の設置の必要性について協議することとする。

なお、参集による速やかな緊急協議の実施が困難な場合等で、食品安全担

当大臣が必要であると認める場合には、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口を通じて、関係各大臣等より、緊急対策本部の設置についての了解を得て協議とするなど、柔軟な対応を図ることとする。

2 緊急対策本部の設置

(1) 緊急対策本部の設置

食品安全担当大臣は、緊急協議の結果を踏まえ、緊急対策本部の設置を決定した場合、緊急対策本部長（以下「本部長」という。）として、基本要綱別紙の2に定める緊急対策本部の組織体制について、速やかに次に掲げる事項を行うこととする。

- ① 緊急対策本部員（厚生労働大臣、農林水産大臣、委員会委員長、その他本部長が必要と認める関係各大臣等をいう。以下「本部員」という。）を指名すること。
- ② 本部員のうちから、緊急事態等の事案に応じて、緊急対策副本部長を指名すること。

(2) 緊急対策本部会議等の開催

- ① 緊急対策本部において、緊急対策本部会議（以下「本部会議」という。）を開催し、政府一体となった対応策の決定等を行うこととする。
なお、本部会議は、緊急対策本部の設置後速やかに開催することとし、その後の開催については、本部長が必要に応じて招集し、主宰することとする。
- ② 本部会議には、必要に応じ、本部員以外の者の出席を求めることとする。
- ③ 本部会議の庶務は、緊急対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）において処理する。
- ④ 本部会議の開催に併せ、部局長級の会議として食品安全行政に関する関係府省連絡会議（「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ）以下「関係府省連絡会議」という。）を開催することとし、本部会議との連携を図ることとする。

3 緊急対策本部の活動事項

(1) 政府一体となった対応策の決定

2の(2)で定める本部会議を開催し、入手した情報等を踏まえ、緊急事態等の概要を把握するとともに、初動対応等に関する検討及び政府一体となった対応策の決定を行うこととする。

(2) 委員会とリスク管理機関との対策の総合調整

緊急対策本部は、各リスク管理機関において設置されている対策本部との連携を図るとともに、委員会とリスク管理機関との対策の総合調整を行うこ

ととする。

(3) 情報の集約及び共有

緊急対策本部は、委員会及びリスク管理機関において収集された緊急事態等に関する情報を一元的に収集するとともに、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口を通じ、情報の共有を図ることとする。

(4) 情報の提供

緊急対策本部は、本部会議において決定した対応策等について、報道機関、政府公報、インターネット等を通じて、広く国民に対し、迅速かつ適切に情報を提供することとする。

なお、情報提供に当たっては、その内容、時期及び方法等について、委員会及びリスク管理機関とも十分に調整を図ることとする。

(5) その他必要と認められる事項

4 本部事務局

(1) 緊急対策本部の事務を処理するため、速やかに本部事務局を設置し、本部事務局は委員会事務局がリスク管理機関の協力を得て担当することとする。

(2) 本部事務局長は委員会事務局長（委員会事務局長に事故があるときは、委員会事務局次長）とし、本部事務局員については、情報・緊急時対応課長及び本部事務局長が招集する委員会事務局員をもって充てる。

(3) 本部事務局の設置場所は、原則として委員会事務局内とする。

(4) 本部事務局は、緊急事態等に関する情報の収集、委員会及びリスク管理機関等との情報の交換及び共有、緊急対策本部が行う情報の提供、本部会議の開催に係る事務、その他緊急対策本部の活動に必要な事務を行うこととする。

(5) 本部事務局長は、(4)に掲げる事務を効率的に処理するため必要があると認める場合には、本部事務局内に機能別の班を置くこととし、本部事務局員の各班への振り分けを適切に行うこととする。各班の主な業務内容は、別紙「本部事務局における各機能別班の役割分担表」に定めるとおりとする。

5 緊急対策本部の解散

本部長は、本部会議での審議の結果を踏まえ、緊急事態の収束等を総合的に勘案し、緊急対策本部を解散することとする。

(別紙)

本部事務局における各機能別班の役割分担表

1. 各機能別班の役割分担

総括班
<ul style="list-style-type: none">・本部事務局長の補佐・各班の作業状況等の把握及び総括（各班の情報集約、対応の記録管理等）・本部会議等の運営・事務（資料とりまとめ、会議室の設営等）・関係府省との連携（連絡調整、協力要請等）・食品安全行政に関する関係府省連絡会議、現地における対策本部等との連携（設置されている場合に限る）・緊急対策本部員等の日程把握、調整

情報班
<ul style="list-style-type: none">・緊急事態等に関する各種情報の収集、分析及び整理・入手した情報等の各班への情報提供・入手した情報等に基づく資料等の作成

広報班
<ul style="list-style-type: none">・緊急対策本部の設置、本部会議における決定事項等の情報の公表・広報（記者会見、プレスリリース、報道機関への対応）・新聞・TV情報等の報道関係情報及び資料の収集、整理・報道発表資料等の作成・消費者、記者等からの問い合わせ対応

2. 本部事務局構成員の各班への振り分け

機能班名	委員会事務局			
	総務課	評価課	情報・緊急時 対応課	勧告広報課
総括班	○	△	○	△
情報班		○	○	
広報班				○

※ ○：招集 △：必要に応じて招集

上記以外においても、本部事務局長が必要に応じ、振り分けの変更を行う。

緊急対策本部の構成

